

**EC(欧州委員会)
組織の環境フットプリントガイド・
ドラフトについて**

2011年12月

グローバル対応分科会 事務局
(みずほ情報総研株式会社)

組織の環境フットプリントガイドについて

- 現在の組織の環境フットプリント1stドラフトが開示中。本資料は、そのドラフトに基づき要求事項の仮訳および主な事項について整理したもの。

- 組織の環境フットプリントガイドは2種類の要求事項について規定
 1. 組織の環境フットプリント調査にあたっての要求事項
 - …(2)で「要求事項」と記載

 2. 組織の環境フットプリントの「セクタールール」(OFSR)作成にあたっての要求事項
 - …(2)で「セクタールール要求事項」と記載
 - 特に、「セクタールール」(OFSR)は、環境フットプリント調査において、再現性、整合性、関連性を強化するのに重要な位置づけとしている。

(1) ガイドの構成と 要求事項における主要内容

- ・組織の環境フットプリントガイド・ドラフトの構成毎に、そこで示されている主な要求事項について整理しています。
- ・詳細な要求事項内容については、(2)要求事項の仮訳および関連情報 を参照下さい。

組織の環境フットプリントガイド 構成と要求事項主要内容1/8

概論

- 環境フットプリント概論では比較可能性への努力をセクタールール原則として挙げており、比較可能性に重きを置いていることが伺える。

章	章題	要求事項	セクタールール 要求事項	要求事項主要内容
1	組織環境フットプリント 概論	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ■セクタールールの要件の適応が環境フットプリント調査に必須となる。 ■環境フットプリントの結果は比較可能性であることが不可欠となる。
	1.1 組織環境フットプリント調査 原則	-	-	-
2	セクタールール (OFSR) の役割	-	○	<ul style="list-style-type: none"> ■セクターはNACEコード(欧州の経済活動の統計的分類)に基づき決定する必要がある。
	2.1 概要	-	-	-
	2.2 セクタールールに関するセクターの定義	-	-	-
3	要求事項、セクタールール開発にあたっての要求事項 総括	-	-	(要求事項、セクタールール要求事項のまとめ表)
4	目標の設定	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ■目標の設定として、環境フットプリントの用途、実施理由、対象読者、実施者、レビューア-情報を含む必要がある。 ■セクタールールではレビュー要件を規定する必要がある。

組織の環境フットプリントガイド 構成と要求事項主要内容2/8

スコープの規定

- 製品・サービスのポートフォリオは内容と販売量を把握し、セクタールールで特に使用時、廃棄時シナリオに使用する製品・サービスの使用頻度や使用期間の詳細を規定しなければならない。
- 組織境界(直接)は、製品・サービスポートフォリオの生産に係る組織が所有または運営する全ての施設活動としている。(本資料P23ご参照)
- 組織境界(直接)および上流活動(間接)はシステム境界として必須対象となるが、下流活動は除外することが可能。例えば、中間財の使用等は、シナリオ策定が現実的でないため対象外となる可能性も示している。(本資料P25ご参照)

章	章題	要求事項	セクター ルール 要求事項	要求事項主要内容
	スコープの規定	-	-	-
5	5.1 概要	○	-	■スコープとして、組織の製品・サービスポートフォリオ(販売数量一覧)、システム境界、カットオフ基準、環境フットプリントの影響領域等の情報を規定する必要がある。
	5.2 組織の定義(分析単位)	○	-	■組織の定義として、組織名、生産している製品・サービスの種類や事業実施場所(国)を規定する必要がある。
	5.3 製品・サービスのポートフォリオ	○	○	■組織が販売した物品・サービスの内容、数量、使用頻度等、使用期間に関する情報を提供する必要がある。 ■セクタールールでは、特に使用時、廃棄時シナリオのモデリングに使用する使用頻度等、使用期間についてさらに詳しく規定する必要がある。
	5.4 システム境界	○	○	■組織境界は、製品・サービスポートフォリオの生産に係る組織が所有または運営する全ての施設活動を網羅する必要がある。 ■組織の環境フットプリント境界はサイト活動(直接)と上流活動(間接)を含まなければならない。下流活動(間接)は理由を明記すれば除外可能。 ■セクタールールでは、直接・間接(上流・下流)のどのプロセス活動を対象とするか規定する必要がある ■オフセットは環境フットプリント調査の対象としてはならない。

組織の環境フットプリントガイド 構成と要求事項主要内容3/8

スコープの規定

- 原則環境影響領域の全てについて適応を検討しなければならないが、セクタールールの中で除外できるカテゴリーを規定できる。(環境影響領域については本資料P30ご参照)

章	章題		要求事項	セクタールール 要求事項	要求事項主要内容
5	5.5	影響領域と評価手法の選定	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ■規定の基本影響領域の全てと影響評価モデルを適応しなければならない。除外項目がある場合はその理由を明記する必要がある。 ■セクタールールでは、必須の環境フットプリント影響領域と除外できるカテゴリーを規定しなければならない ■セクタールールの中で、絶対値での情報に加えて単位ベースの数値を規定することもできる。
	5.6	カットオフ基準	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ■カットオフを適用する場合、各環境影響領域の90%を閾値とする。 ■セクタールールでは、より厳格なカットオフ規則を規定し、除外可能な活動プロセスを特定する必要がある。

組織の環境フットプリントガイド 構成と要求事項主要内容4/8

資源利用・排出プロファイルの収集と記録

- 一般データを使用してスクリーニングを実施し、規定されたシステム境界のうち環境的に最も重要なプロセス・活動を特定する。スクリーニングは、プロファイルを完成させる際のデータ収集やデータ品質の優先順位の決定やカットオフ基準適用に役立てることができる。
- データ品質のレベルは、各影響領域での寄与度によって規定されている。データ品質のレベルは技術代表性や地理的代表性、時間的代表性等のレベルによって、総合的に計算を経て判断される。(ドラフトのP61ご参照)

章	章題	要求事項	セクター ルール 要求事項	要求事項主要内容
6	資源利用・排出プロファイルの 収集と記録			—
	6.1 概要			—
	6.2 データ管理計画			—
	6.3 資源利用・排出プロファイルのデータ源	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ■プロファイルでは環境的に重要な全ての活動・プロセスに関連するインプット・アウトプットフローを文書で示す必要がある。 ■セクタールールでは、データ源、データ質、レビュー要件についてさらに詳細に規定する必要がある。 ■セクタールールは使用段階、廃棄後のシナリオ、輸送シナリオについても規定する必要がある。
	6.4 資源利用・排出プロファイルの名称の決定	○		■プロファイルには、国際基準データシステム (ILCD) の名称と属性を用いる必要がある。
	6.5 スクリーニング(環境的に重要なプロセスを特定する段階)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ■各影響領域で寄与度が少なくとも70%を占める環境的に最も重要なプロセス・活動を特定するためにスクリーニング手法を用いる必要がある。 ■セクタールールではスクリーニングに代わって、環境的に重要なプロセスを規定する必要がある。また、どのプロセスに特定ルールが必要か、一般データの使用が容認されるかについて規定する必要がある。
	6.6 データ品質要件	○		■各影響領域で寄与度が少なくとも70%を占める環境的に最も重要なプロセス・活動について、特定データと一般データはいずれも全体で「品質は良」の水準に達している必要がある。

組織の環境フットプリントガイド 構成と要求事項主要内容5/8

資源利用・排出プロファイルの収集と記録

- セクタールールで特定データ(Specific data)の収集が必要なプロセス、一般データ(Generic data)でも可能なプロセスを規定する。
- 一つのプロセスで共製品ができるような多重機能性のあるプロセスについては、処理手法が優先順位をつけて説明されている。セクタールールでは手法についてシナリオやファクタを提供する等さらに詳細に規定することも可能。

章	章題	要求事項	セクター ルール 要求事項	要求事項主要内容
6	6.7 特定データの収集	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定データは組織境界にある環境的に重要なプロセス全てについて入手する必要がある ■ セクタールールではどのプロセスについて特定データを収集しなければならないかを規定する必要がある。
	6.8 一般データの収集	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定のプロセスについてデータが入手できないか、環境的に重要でない、または規定の組織境界外のプロセスを示す場合にのみ一般データを用いることができる。 ■ セクタールールでは、特定データが入手できないものについて、一般データを概数として用いることが可能となる状況について規定する必要がある。
	6.9 残存データギャップ・欠損データ取り扱い	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定データにデータギャップがある場合、一般データまたは推定データで補完する。一般データにデータギャップがある場合、推定データ等で補完する。こうしたプロセスはスクリーニングに基づいて検討した各影響領域への寄与度全体の10%を超えてはならない。
	6.10 多重機能のあるプロセス・施設の処理	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多重機能性に関する問題の解決については、区分、代替、アロケーション等の手法を序列をつけて適用する必要がある。 ■ セクタールールでは、組織協会内で適用する多重機能の解決方法をさらに詳細に規定する必要がある。代替のシナリオやファクタを提供することも可能。

組織の環境フットプリントガイド 構成と要求事項主要内容6/8

影響評価

- 各環境影響は、排出物などを影響領域毎に分類化、その後寄与度に応じて特性化し評価する必要がある。
- 分類化、特性化係数については、最終版ガイドでウェブリンクにて示される予定。
- 各環境影響評価について重み付けを実施して1つの指標に統合するのは任意としている。ただし、重み付け前の評価結果は必須であり、統合化した情報は「追加的環境情報」の中で報告する。

章	章題	要求事項	セクター ルール 要求事項	要求事項主要内容
	影響評価			—
	7.1 必須のステップ:分類と特性評価			—
	7.1.1 環境フットプリントデータの分類	○		■全インプット/アウトプットデータを寄与する環境フットプリントの影響領域に分類化する
	7.1.2 環境フットプリント結果の特性評価	○		■全インプット/アウトプットデータにはカテゴリ寄与度をあらかず指定の特性化ファクタを割り当て、1つの数値にまとめ適切な参照単位で表す。
7	7.2 任意のステップ:標準化と重み付け			—
	7.2.1 環境フットプリントの影響評価結果の標準化	○		■標準化を適用する場合、指定の標準化ファクタを用いて計算する。計算結果は「追加的環境情報」の中で報告する。
	7.2.2 環境フットプリントの影響評価結果の重み付け	○		■重み付けを適用する場合、指定の重み付けファクタを用いて計算する。計算結果は「追加的環境情報」の中で報告する。重み付け前の結果も報告しなくてはならない。

組織の環境フットプリントガイド 構成と要求事項主要内容7/8

組織の環境フットプリント解釈

- 環境フットプリント調査の目的が比較の場合は、一般原則だけでなく、セクタールールにも基づいて評価を実施する必要がある。
- 不確実性を定性的に説明することが必要。

章	章題		要求事項	セクター ルール 要求事項	要求事項主要内容
	組織の環境フットプリント 解釈				—
	8.1	概要			—
8	8.2	重要事項の特定	○		■方法論上の重要事項を完全性チェックと整合性チェックを併用して評価し、その上で環境フットプリント結果を評価、サプライチェーンのホットスポットや弱点。改善の可能性を査定する必要がある。
	8.3	不確実性の特定	○		■不確実性を定性的に説明するものを提示しなければならない。
	8.4	結論、提言、限界	○		■環境フットプリント調査の目的が比較の場合は、環境フットプリント一般規則のみを根拠に実施できず、環境フットプリントと関連するセクタールールの両方に基づいて行う必要がある。

組織の環境フットプリントガイド 構成と要求事項主要内容8/8

報告

- 環境フットプリント調査の報告について、結果、目標、進捗は総量と原単位両方のパフォーマンス指標を用いて報告する必要がある。

レビュー

- レビューについて、外部使用を目的とする場合には、資格要件を満たした外部レビューアの審査を受ける必要がある。(ドラフトのP85ご参照)
- セクタールール文書についてもレビューアが、選定されたステークホルダーのよる委員会でレビューを実施しなければならない。

章	章題		要求事項	セクタールール要求事項	要求事項主要内容
	組織の環境フットプリント 報告				—
9	9.1	概要	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ■目標を設定し、進捗を記録するため、基準年を選定し、計測した各基準について短期、長期の目標を規定する必要がある。 ■環境フットプリント調査の結果、目標、進捗は、総量・原単位両方のパフォーマンス指標を用いて報告する必要がある。 ■セクタールールでは、基準年設定に関する規則、影響評価結果を報告するための必須のフォーマット・単位、総量・原単位の値を追加で報告する際の必須のフォーマット・単位を規定する必要がある。 ■セクタールールでは、セクター別の最低限の報告要件を提示する必要がある。
	9.2	報告要素	○		<ul style="list-style-type: none"> ■調査報告書は、エグゼクティブサマリー、テクニカルサマリー、メインレポート、付属文書、その他必要な裏づけ情報を含む必要がある。
	組織の環境フットプリント レビュー				—
10	10.1	概要			—
	10.2	レビューの種類	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ■環境フットプリント調査を外部での使用を目的とする場合、外部のレビューアの審査を受ける必要がある。 ■セクタールール文書のレビューも有資格レビューアが選定されたステークホルダー委員会でレビューを実施する必要がある。
	10.3	レビューアの資質	○		<ul style="list-style-type: none"> ■レビューアの認定に必要な要件をスコアで規定しており、それを満たさなければならない。

(2) 要求事項の詳細仮訳 および関連情報

・組織の環境フットプリントガイド・ドラフトに示されている要求事項の仮訳とその要求事項を捕捉する関連情報について記載しています。

***下線は当社が特に重要と考えた箇所に入れているもので、ガイドラインに示されているものではありません。**

組織の環境フットプリント調査 概論 要求事項

■ 第1章 組織の環境フットプリント調査 概論

要求事項 原文	要求事項 仮訳
An Organisation Environmental Footprint study shall be based on a life cycle approach.	組織の環境フットプリント(OEF)の調査はライフサイクル・アプローチに基づいて行う。

組織の環境フットプリント調査 概論 セクタールール要求事項

■ 第1章 組織の環境フットプリント調査 概論

セクタールール要求事項 原文	セクタールール要求事項 仮訳
<p>Principles for Organisation Environmental Footprint Sectorial Rules:</p> <p>1. Relationship with the Organisation Environmental Footprint (OEF) guide The methodological requirements set out for OFSRs shall apply to Organisation Environmental Footprint studies in addition to the requirements of the OEF guide. These more specific requirements take precedence over the more general requirements described in the OEF guide.</p> <p>2. Involvement of selected interested parties The process of developing Organisational Environmental Footprint Sectorial Rules (OSFRs) should be open and transparent and should include a consultation with selected interested parties. Reasonable efforts should be made to achieve a consensus throughout the process (adapted from ISO 14020:2000, 4.9.1, Principle 8).</p> <p>3. Striving for comparability The results of OEFs that have been conducted in line with the OEF guide and the relevant OFSR document may be used to support the comparison of the environmental performance of organisations on a life cycle basis. Therefore, comparability of the results is critical. The information provided for this comparison shall be transparent in order to allow the user to understand the limitations of comparability inherent in the calculation result (adapted from ISO 14025).</p>	<p>組織の環境フットプリント セクタールール(OSFR)の原則:</p> <p>1. 組織の環境フットプリント(OEF)ガイドとの関係 OEFガイド要件に加えて、OSFR用に設定する方法論の要件を組織の環境フットプリント調査に適用する。より詳しい要件を規定するOSFR要件は、一般的要件を示すOEFガイドに優先する。</p> <p>2. 選定された利害関係者の関与 組織の環境フットプリントセクタールール(OSFR)の策定プロセスは公開かつ透明に行い、選定された利害関係者との協議を含むべきである。策定プロセス全体で意見の一致を得るよう相応に努力すべきである。(出所:ISO14020:2000、4.9.1 原則8)</p> <p>3. 比較性確保の努力 OEFガイドおよび関連するOSFR文書に則り実施したOEFの結果は、組織の環境パフォーマンスをライフサイクルベースで比較するために用いることができる。したがって、結果に比較性があることが不可欠である。比較のために示す情報は、計算結果に内在する比較性の限界をユーザーが理解するため、透明でなければならない。(出所:ISO14025)</p>

セクタールール(OFSR)の役割 セクタールール要求事項

■ 第2章 組織の環境フットプリント セクタールール(OFSR)の役割

セクタールール要求事項 原文	セクタールール要求事項 仮訳
The sector for which the OFSR is to refer shall be defined using NACE codes.	OFSRが示すセクターは、NACE*コードを用いて決定する。 *注 NACE: 欧州共同体における経済活動の統計的分類 (Nomenclature générale des Activités Economiques dans les Communautés Européennes)

目標の設定 要求事項

■ 第4章 組織の環境フットプリント調査 目標の設定

要求事項 原文	要求事項 仮訳
Goal definition for the Organisation Environmental Footprint study shall include: <ul style="list-style-type: none"> • Intended application (s) • Reasons for carrying out the study and decision context • Target audience • Commissioner of the study • Review Procedure 	組織の環境フットプリント目標の設定には、以下に示す要素を含む: <ul style="list-style-type: none"> • 用途 • 調査の実施理由 • 対象読者 • 調査実施責任者 • レビュー手続き

目標設定に関する要素の例

要素	例
用途	CSRレポート
調査の実施理由	継続的改善の実施、説明責任
対象読者	顧客
調査実施責任者	Gカンパニー社
レビュー	外部レビュアー Y氏

目標の設定 セクタールール要求事項

■ 第4章 組織の環境フットプリント調査 目標の設定

セクタールール要求事項 原文	セクタールール要求事項 仮訳
The OFSR shall specify the review requirements.	OFSRではレビュー要件を規定する。

スコープの規定 概要 要求事項

■ 第5章 組織の環境フットプリント調査 スコープの規定

要求事項 原文	要求事項 仮訳
5.1 概要 Scope definition shall include: <ul style="list-style-type: none">· Defining the Organisation (unit of analysis) and Product/Service Portfolio (suite and amount of goods/services marketed over the reporting interval)· System boundaries (organisational and Organisation Environmental Footprint boundaries)· Cut-off criteria· Environmental footprint impact categories· Assumptions/Limitations	スコープの規定には以下の要素を盛り込む: <ul style="list-style-type: none">· 組織(分析の単位)の定義と、その組織の製品・サービスのポートフォリオ(報告期間を通じて販売した物品・サービスの数量の一覧)· システム境界(組織境界および組織の環境フットプリント境界)· カットオフ基準· 環境フットプリントの影響領域· 前提、限界

組織の定義 要求事項

■ 第5章 組織の環境フットプリント調査 スコープの規定

要求事項 原文	要求事項 仮訳
5.2 組織の定義	
<p>The Organisation (or clearly defined subset therefore to be subject to the Environmental Footprint study) shall be defined according to the following aspects:</p> <ul style="list-style-type: none"> · The name of the organisation · The kinds of products/services the organisation produces (i.e. the sector) · Locations of operation (i.e. countries) 	<p>組織(または明確に定義された部署で環境フットプリントの調査対象)は以下要素に従い定義する:</p> <ul style="list-style-type: none"> · <u>組織名称</u> · <u>組織が生産する製品・サービスの種類(セクター)</u> · <u>事業実施場所(=国)</u>

組織の定義に関する要素の例

要素	例
組織名称	Yカンパニー社
製品・サービスの種類	衣類製造
事業実施場所	バリ、北京、ミラノ

製品・サービスのポートフォリオ 要求事項

■ 第5章 組織の環境フットプリント調査 スコープの規定

要求事項 原文	要求事項 仮訳
---------	---------

5.3 製品・サービスのポートフォリオ

A Product/Service Portfolio shall be defined for the Organisation, which represents the sum of goods and services (or clearly defined subset thereof) marketed by the organisation over the reporting interval (one year) in terms of “what” and “how much”. For modelling product/service use and end-of-life scenarios, information on “how well”, and “for how long” with respect to product/service performance shall also be provided. The quantitative input and output data collected in support of the analysis shall be calculated in relation to the specified Product/Service Portfolio.

組織の製品・サービスのポートフォリオ(一覧)を定義する。ここでは報告期間中(1年間)にその組織が販売した物品・サービス(または明確に定義された一部)の合計を、“何を” “どのくらいの量”で表す。製品・サービスの使用時および廃棄時のシナリオのモデリングでは、“どの程度” “どのくらいの期間”に関する情報も提供する。分析の裏付けに収集したインプット・アウトプットの定量データは、規定の製品・サービスのポートフォリオとの関連で計算する。

製品・サービスポートフォリオに関する要素の例

要素	例
製品・サービス内容(何を)	ポリエステル製のTシャツ(S,M,Lサイズ平均)、ポリエステル製のズボン(S,M,Lサイズ平均)
数量(どのくらいの量で)	Tシャツ40,000枚、ズボン20,000枚
使用頻度(どの程度)	1週間に1回着用、1週間1回洗濯のため30度で洗濯機を使用
使用期間(どのくらいの期間)	5年
報告期間	2010

European Commission “Organisation Environmental Footprint Guide (Draft)” に基づき、みずほ情報総研仮訳
下線部はみずほ情報総研にて付与

製品・サービスのポートフォリオ セクタールール要求事項

■ 第5章 組織の環境フットプリント調査 スコープの規定

セクタールール要求事項 原文	セクタールール要求事項 仮訳
5.3 製品・サービスのポートフォリオ	
The OFSR shall further specify how the Product/Service Portfolio is defined, in particular with respect to “how well” and “for how long.”	<u>OFSRでは、製品・サービスのポートフォリオをどう定義するか、特に、“どの程度”と“どのくらいの期間”について、さらに詳しく規定する。</u>

製品・サービスポートフォリオに関する要素の例

要素	例
製品・サービス内容（何を）	ポリエステル製のTシャツ（S,M,Lサイズ平均）、ポリエステル製のズボン（S,M,Lサイズ平均）
数量（どのくらいの量で）	Tシャツ40,000枚、ズボン20,000枚
使用頻度（どの程度）	1週間に1回着用、1週間1回洗濯のため30度で洗濯機を使用
使用期間（どのくらいの期間）	5年
報告期間	2010

システム境界 要求事項1/4

■ 第5章 組織の環境フットプリント調査 スコープの規定

要求事項 原文	要求事項 仮訳
5.4 組織の環境フットプリント調査のシステム境界	
System boundaries shall include both organisational boundaries and Organisation Environmental Footprint boundaries	システム境界は、組織境界と組織の環境フットプリント境界の両方を含むものとする。

システム境界 要求事項2/4

■ 第5章 組織の環境フットプリント調査 スコープの規定

要求事項 原文	要求事項 仮訳
5.4 組織の環境フットプリント調査のシステム境界	
<p><u>Organisational Boundaries</u> Organisational boundaries for calculating the Organisation Environmental Footprint shall encompass all of the facilities/activities that the organisation owns and/or operates (whether partially or in full) that contribute to producing the Product/Service Portfolio.</p>	<p><u>組織境界</u> 組織の環境フットプリントの計算対象とする組織境界は、製品・サービスのポートフォリオ生産に関わる組織が(一部もしくは全体に関わらず)所有または運営する全ての施設・活動を網羅する。</p>

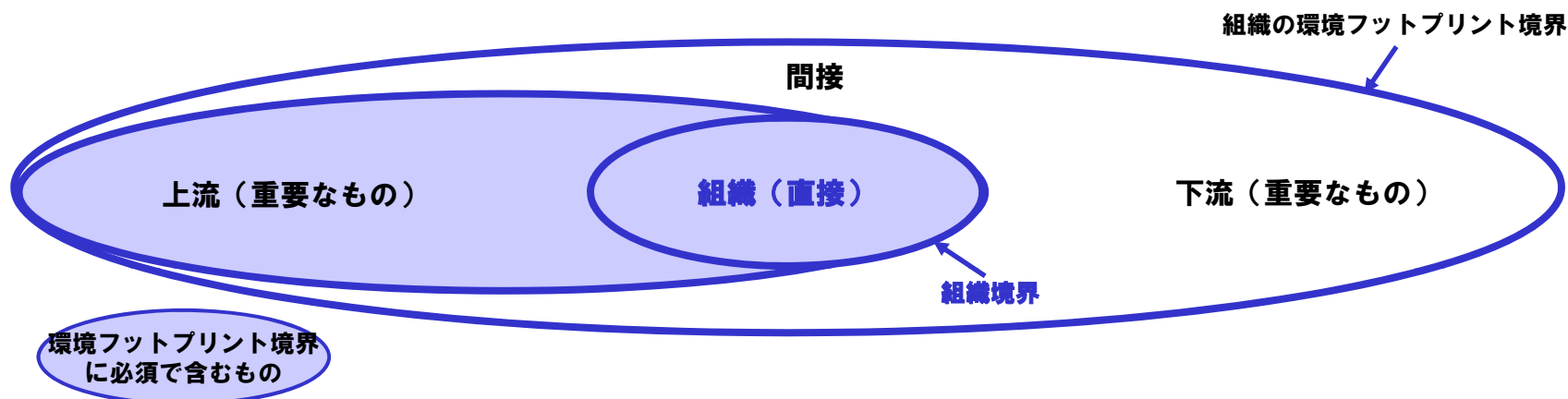
組織境界に関する適用事例

施設	状況	製品・サービスのポートフォリオに直接寄与するか	システム境界に含むか
繊維工場	運営/非所有	はい	はい
繊維工場	部分所有/運営	はい	はい
縫製工場	所有/運営	はい	はい
ボトル工場	少数株主	いいえ	いいえ

システム境界 セクタールール要求事項1/2

■ 第5章 組織の環境フットプリント調査 概論

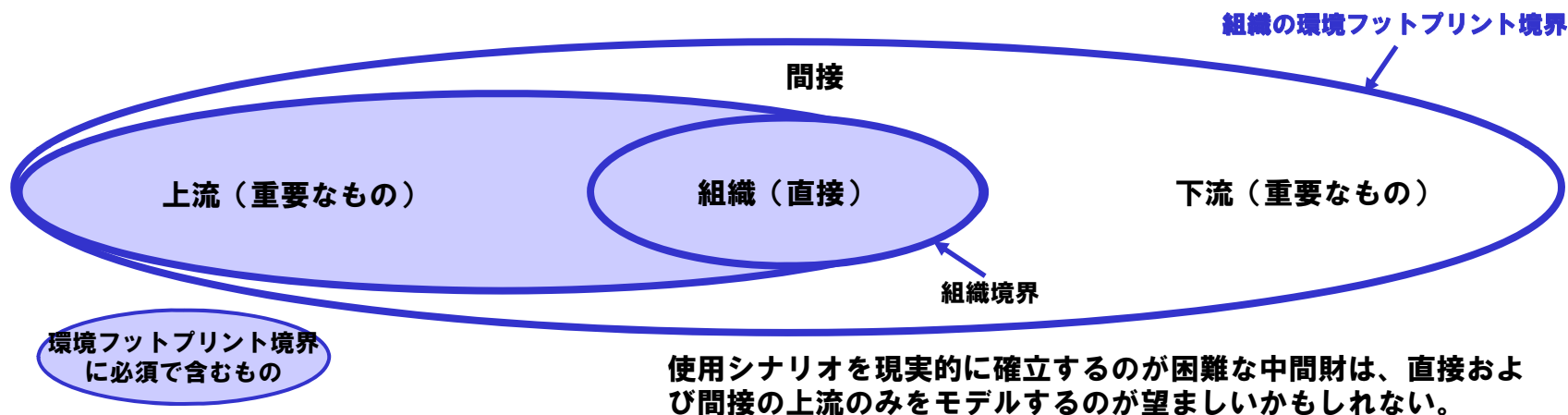
セクタールール要求事項 原文	セクタールール要求事項 仮訳
5.4 組織の環境フットプリント調査のシステム境界	
<p><u>Organisational Boundaries</u> The OFSR shall specify:</p> <ul style="list-style-type: none"> the characteristic processes, activities and facilities for the sector of concern to be included in the organisational boundaries 	<p><u>組織境界</u> OFSRでは以下について規定する</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>検討するセクターに特徴的なプロセス・活動・施設で、組織境界に含まれるもの。</u>



システム境界 要求事項3/4

■ 第5章 組織の環境フットプリント調査 スコープの規定

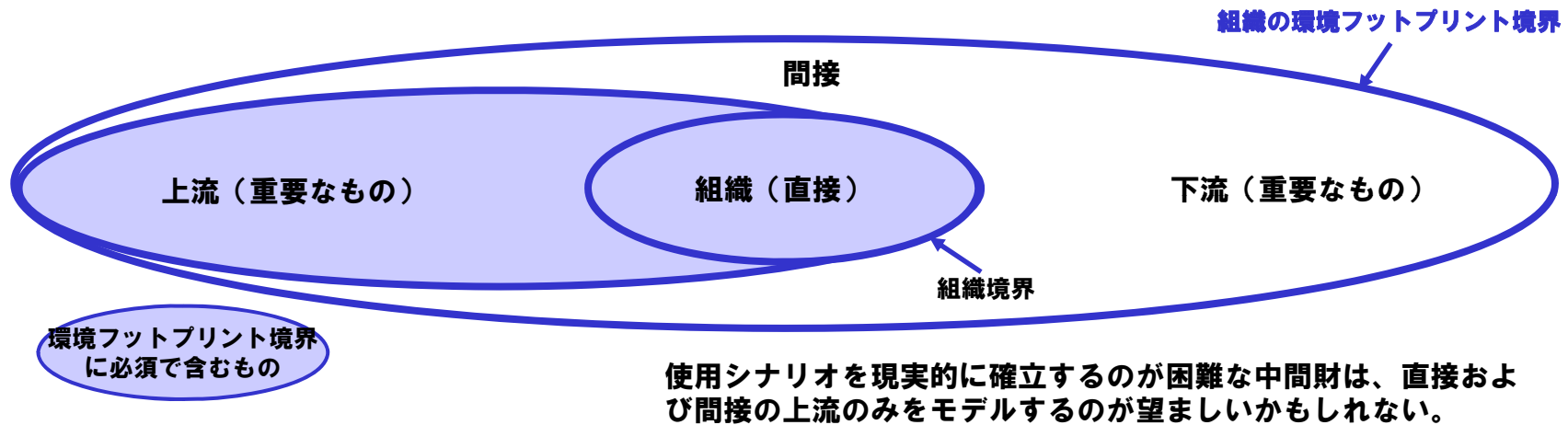
要求事項 原文	要求事項 仮訳
<h3>5.4 組織の環境フットプリント調査のシステム境界</h3>	
<p><u>Organisation Environmental Footprint boundaries</u> The Organisation Environmental Footprint Boundaries shall be established in terms of direct and/or indirectly attributable activities occurring along the supply chains associated with Organisation's Product/Service Portfolio. This shall include, at a minimum, site-level (direct) and upstream (indirect) activities. Explicit justification shall be provided if downstream (indirect) activities are excluded. All environmentally significant processes within the defined OEF boundaries shall be considered. To establish whether or not a certain process is environmentally significant, cut-off criteria shall be established and applied.</p>	<p><u>組織の環境フットプリント(OEF)境界</u> OEF境界は、組織の製品・サービスのポートフォリオに関連してサプライチェーン内で生じる直接的または間接的な活動という観点から設定する。<u>OEF境界は少なくともサイト活動(直接)と上流活動(間接)を含む。下流活動(間接)を除外する場合はその理由を明記する。</u>規定したOEF境界の中で環境的に重要なすべてのプロセスを検討する。あるプロセスが環境的に重要な否かの基準を確立するため、カットオフ基準を構築・適用する。</p>



システム境界 セクタールール要求事項2/2

■ 第5章 組織の環境フットプリント調査 概論

セクタールール要求事項 原文	セクタールール要求事項 仮訳
5.4 組織の環境フットプリント調査のシステム境界	
<p><u>Organisation Environmental Footprint Boundaries</u> The OFSR shall specify:</p> <ul style="list-style-type: none"> • which supply chain stages are to be included in the OEF study • which direct (gate-to-gate) and indirect (upstream and downstream) processes/activities are to be included in the OEF study • justifications for inclusions/exclusions 	<p><u>組織の環境フットプリント(OEF)境界</u> OFSRでは以下について規定する:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>どのサプライチェーン段階をOEF調査の対象とするか</u> ・ <u>直接(gate-to-gate:組織境界内)や間接(上流・下流)のどのプロセス・活動をOEF調査の対象とするか</u> ・ 調査対象または対象外としたことについて、正当な理由を述べる。



システム境界 要求事項4/4

■ 第5章 組織の環境フットプリント調査 スコープの規定

要求事項 原文	要求事項 仮訳
5.4 組織の環境フットプリント調査のシステム境界	
<u>Offsets</u> Offsets shall not be included in the Organisation Environmental Footprint study. However, they may be reported separately as “additional environmental information.”	<u>オフセット</u> オフセットは組織の環境フットプリント調査の対象として はならない 。しかし「追加的環境情報」として別途報告してもよい。

影響領域と評価手法の選定 要求事項

■ 第5章 組織の環境フットプリント調査 スコープの規定

要求事項 原文

要求事項 仮訳

5.5 組織の環境フットプリントの影響領域と評価手法の選定

For an Organisation Environmental Footprint study, all of the specified default environmental footprint impact categories and associated specified impact assessment models (see Table 2) shall be applied. Any exclusion shall be explicitly justified and their influence on the final results discussed. Such exclusions are subject to review. Such justification shall be supported by documents derived from the following processes, as relevant within the context of the specific OEF:

- ・ International consensus process
- ・ Independent external review
- ・ Multi-stakeholder process

Additional relevant environmental indicators can be included as appropriate as “additional environmental information”, with all supporting methods clearly referenced/documentated.

組織の環境フットプリント調査には、規定の基本影響領域の全てと、各カテゴリに関連する規定の影響評価モデル(表2参照)を適用する。除外項目がある場合はその理由を明記し、それらが最終結果に与える影響について検討する。除外項目はレビュー対象とする。

特定のOEFにおいて適切であれば、除外理由について、以下から入手する文書を用いて裏付けを行う。

- ・ 国際合意プロセス
- ・ 独立の外部レビュー
- ・ 複数のステークホルダのプロセス

必要に応じ、他に該当する環境指標があれば、すべての支援手法について参照先または説明を明示したうえで、「追加的環境情報」として加えてもよい。

影響領域と評価手法の選定 セクタールール要求事項

■ 第5章 組織の環境フットプリント調査 スコープの規定

セクタールール要求事項 原文

セクタールール要求事項 仮訳

5.5 組織の環境フットプリントの影響領域と評価手法の選定

The OFSR shall specify:

- the mandatory environmental footprint impact categories that must be considered for the sector in question, as well as those that may be excluded
- additional environmental information that is to be included in the OEF study. Additional environmental information may include:
 - ◆ Other relevant environmental impacts for the sector
 - ◆ Environmental indicators or Product responsibility indicators (as per the Global Reporting Initiative (GRI))
 - ◆ Core indicators from the EMAS regulation
 - ◆ Indicators that express the environmental information produced in the OEF using formats conducive to management for improved environmental performance as well as for improved communication in the sector. For example, in addition to communication of absolute values for each impact category considered, this might include intensity-based metrics such as impacts per unit of product/service, employee, gross sales, or value-added, as appropriate to the sector of concern.
 - ◆ Total energy consumption by primary energy source, separately accounting for “renewable” energy use
 - ◆ Direct energy consumption by primary energy source, separately accounting for “renewable” energy use for facility gate
 - ◆ For gate-to-gate phases, Number of IUCN Red List species and national conservation list species with habitats in areas affected by operations, by level of extinction risk
 - ◆ Description of significant impacts of activities, products, and services on biodiversity in protected areas and areas of high biodiversity value outside protected areas.
 - ◆ Total weight of waste by type and disposal method.
 - ◆ Weight of transported, imported, exported, or treated waste deemed hazardous under the terms of the Basel Convention Annex I, II, III, and VIII, and percentage of transported waste shipped internationally
 - ◆ Information from environmental impact assessments (EIA) and chemical risk assessments
- justifications for inclusions/exclusions

OFSRでは以下について規定する

- 対象セクターで検討すべき必須の環境フットプリント影響領域と、除外できるカテゴリ。
- OEF調査対象となる追加の環境情報。追加環境情報には以下があげられる:
 - ◆ セクターで該当するその他環境影響
 - ◆ 環境指標または製品責任指標(GRIのとおり)
 - ◆ EMAS規則のコア指標
 - ◆ OEFの中で創出した、環境情報を表す指標。環境パフォーマンス向上とセクター内コミュニケーション改善のための管理に資するフォーマットを使用。たとえば、検討する各影響領域について、絶対値での情報提供に加えて原単位ベースの数値(製品・サービス、従業員、売上高、付加価値など、セクターの状況に応じて)を加えることもできる。
 - ◆ 一次エネルギー源別の総エネルギー消費量。再生可能エネルギー使用量は別途集計。
 - ◆ 一次エネルギー源別の直接エネルギー消費量。施設内(facility gate)の再生可能エネルギー使用量は別途集計。
 - ◆ 組織境界内(gate-to-gate)の段階については、事業実施の影響を受ける地域に生息域がある種の数。国際自然保護連合(IUCN)のレッドリストや、国の保護リストに記載される種の数、絶滅危惧度別に示す。
 - ◆ 事業活動、製品、サービスが、保護区域あるいは保護区域外だが生物多様性価値が高い地域の生物多様性に及ぼす重大な影響について説明する。
 - ◆ 廃棄物の合計量。種類別、処理方法別に。
 - ◆ バーゼル条約附属書I, II, III, VIIIで有害とされる廃棄物の輸送量、輸入量、輸出量、処理量と、国外に運搬される廃棄物の割合。
 - ◆ 環境影響評価(EIA)と化学リスク評価からの情報
- 調査対象または対象外としたことについて、正当な理由を示す。

European Commission “Organisation Environmental Footprint Guide (Draft)” に基づき、みずほ情報総研仮訳

下線部はみずほ情報総研にて付与

(参考)環境フットプリント影響領域

■ 第5章 組織の環境フットプリント調査 スコープの規定

表2. 標準環境フットプリント影響領域および影響評価モデル

環境フットプリント 影響分類	影響評価モデル	出典
気候変動	Bern model – Global Warming Potentials (GWP) over a 100 year time horizon	IPCC 2007
オゾン層破壊	EDIP model (WMO ODPsに基づく)	WMO 1999
生態毒性	USEtox model	Rosenbaum et al, 2008
人体毒性 – 発癌影響	USEtox model	Rosenbaum et al, 2008
人体毒性 – 発癌以外の影響	USEtox model	Rosenbaum et al, 2008
微粒子物質/呼吸器疾患	RiskPoll model	Rabl and Spadaro, 2004
電離放射線 – 人間の健康被害	Human Health effect model	Dreicer et al. 1995
光化学オゾン生成	LOTOS-EUROS model	Van Zelm et al, 2008 as applied in ReCiPe
酸性化	Accumulated Exceedance model	Seppälä et al., 2006, Posch et al, 2008
富栄養化 – 陸上	Accumulated Exceedance model	Seppälä et al., 2006, Posch et al, 2008
富栄養化 – 水系	EUTREND model	Struijs et al, 2009 as implemented in ReCiPe
資源枯渇 – 水	Swiss Ecoscarcity model	Frischknecht et al, 2008
資源枯渇 – 鉱物、化石、再生可能	CML2002 model	Van Oers et al, 2002
土地利用	Soil Organic Matter (SOM) model	Mila i Canals et al, 2007

European Commission “Organisation Environmental Footprint Guide (Draft)” に基づき、みずほ情報総研仮訳
下線部はみずほ情報総研にて付与

カットオフ基準 要求事項

■ 第5章 組織の環境フットプリント調査 スコープの規定

要求事項 原文	要求事項 仮訳
5.6 カットオフ基準 If cut-offs are applied, they should be based on contributions to each environmental impact category. The threshold shall be 90% inclusiveness. Any cut-offs must be justified and their potential influence on final results assessed.	カットオフを適用する場合、それらが個々の環境影響領域にどのくらい寄与しているかに基づきカットオフを行う。 <u>各カテゴリへの寄与度90%を閾値とする。</u> カットオフを行う場合はその理由を明示し、それが最終結果に与える影響の可能性について評価する。

カットオフ基準 セクタールール要求事項

■ 第5章 組織の環境フットプリント調査 スコープの規定

セクタールール要求事項 原文	セクタールール要求事項 仮訳
5.6 カットオフ基準 The OFSR shall specify more stringent cut-off rules for the OFSR, if appropriate for the sector considered, as well as identify/justify specific activities/processes that may be excluded. These may include: <ul style="list-style-type: none">• gate-to-gate activities/processes• upstream or downstream phases• environmentally significant processes• key supply chain activities for the sector• key environmental footprint impact categories for the sector	<u>検討するセクターに適切であれば、OFSRではより厳格なカットオフ規則を規定するとともに、除外可能な活動・プロセスを特定し、その理由を述べる。たとえば：</u> <ul style="list-style-type: none">• 組織境界内(gate-to-gate)の活動・プロセス• 上流・下流段階• 環境的に重要なプロセス• そのセクターの主なサプライチェーン活動• そのセクターの主な環境フットプリント影響領域

資源利用・排出プロファイルのデータ源 要求事項1/2

■ 第6章 資源利用・排出プロファイルの収集と記録

要求事項 原文	要求事項 仮訳
6.3 資源利用・排出プロファイルのデータ源	
<u>Resource Use and Emissions Profile</u> The Resource Use and Emissions Profile shall be the documented input and output flows associated with all environmentally significant activities and processes within the defined Organisation Environmental Footprint boundaries.	<u>資源利用・排出プロファイル</u> 資源利用・排出プロファイルについて、規定の組織の環境フットプリント境界において環境的に重要なすべての活動・プロセスに関連するインプット・アウトプットフローを文書で示す。

(参考)組織境界、上流・下流における対象活動

組織境界および組織境界の上流・下流における対象活動・プロセス

	内容	対象活動・プロセス
組織境界 (直接)	製品・サービス ポートフォリオ の供給に直接係 る材料・エネル ギーの使用と排 出	1 サイトにおける活動（加工、製造に消費された原料・エネルギー等）
		2 資本設備（定額 減価償却）
		3 出張旅行（モード、乗り物の種類、距離）
		4 顧客、訪問者の輸送（モード、乗り物の種類、距離）
		5 サプライヤーからの輸送：輸送手段を所有または運営している場合（モード、乗り物の種類、距離）
		6 廃棄物の流れ（組成、量）
		7 その他の環境に関連するサイト特有の活動
上流 (間接)	製品・サービス ポートフォリオ の生産に係る組 織境界上流の製 品・サービスに 関連する活動、 材料・エネルギ ーの使用と排出	8 原材料採取
		9 農業活動
		10 土地利用、土地利用変化
		11 製造、生産、加工
		12 上流活動により消費される電力の生成
		13 上流活動による生成される廃棄物の処理
		14 材料・製品のサプライヤー間・サプライヤーからの輸送：輸送手段を所有または運営していない場合
		15 その他の環境的に重要な上流プロセス
下流 (間接)	製品・サービス ポートフォリオ の組織境界下流 に関連する材料 ・エネルギー使 用と排出	16 製品・サービスの顧客への輸送・販売：輸送手段を所有または運営していない場合
		17 製品・サービスの使用段階
		18 製品・サービスの廃棄
		19 第三者の廃棄物処理施設
		20 その他の環境的に重要な下流プロセス

資源利用・排出プロファイルのデータ源 要求事項2/2

■ 第6章 資源利用・排出プロファイルの収集と記録

要求事項 原文	要求事項 仮訳
6.3 資源利用・排出プロファイルのデータ源	
<u>Temporary Storage, Delayed Emissions, and Delayed Credits</u> Credits associated with temporary storage or delayed emissions shall not be considered in the calculation of the Organisation Environmental Footprint for the default impact categories. This may be reported as “additional environmental information.”	<u>一時貯留、遅発排出、遅発クレジット</u> 炭素の一時貯留や遅発排出に関連するクレジットは、組織の環境フットプリントの基本影響領域を計算する際に考慮してはならない。「追加的環境情報」として報告してもよい。

資源利用・排出プロファイルのデータ源 セクタールール要求事項

■ 第6章 資源利用・排出プロファイルの収集と記録

セクタールール要求事項 原文

セクタールール要求事項 仮訳

6.3 資源利用・排出プロファイルのデータ源

The OFSR shall further specify sources, quality and review requirements for the data used in an OEF study. The OFSR shall provide one or more templates for compiling the Resource Use and Emissions Profile, including specifications with respect to:

- substance lists for included activities/processes
- units
- nomenclature for elementary flows

These may apply to one or more supply chain stages, processes, or activities, for the purpose of ensuring standardized data collection and reporting. The OFSR may specify more stringent data requirements for key upstream, gate-to-gate or downstream phases than those defined in the OEF guide.

For modelling processes/activities within the defined organisational boundary (i.e. gate-to-gate phase), the OFSR shall also specify:

- Included processes/activities
- Specifications for compiling data for key processes, including averaging data across facilities
- Any site-specific data required for reporting as “additional environmental information”
- Data quality requirements

The OFSR shall also specify:

- The use phase and end-of-life scenarios to be included in the study
- Transport scenarios to be included in the study

OFSRでは、OEF調査で用いたデータについて、データ源、データ質、レビュー要件についてさらに詳しく規定する。OFSRでは、資源利用・排出プロファイルのデータ収集用に1種類以上のテンプレートを提供する。テンプレートには以下の内容を記載する:

- 活動・プロセスに含まれる物質のリスト
- 単位
- 基本フローの名称

データ収集・報告の標準化を確保するため、これらの要素を複数のサプライチェーン段階・プロセス・活動に適用できる。OFSRでは、上流、組織境界内(gate-to-gate)、下流の各段階に対し、OEFガイドより厳格なデータ要件を規定してよい。

規定の組織境界内(gate-to-gate)のプロセス・活動のモデリングについて、OFSRでは以下についても規定する:

- 対象に含まれるプロセス・活動
- 主要プロセスのデータを収集するための仕様(施設間でのデータ平均を含む)
- 「追加的環境情報」として報告が必要な、サイトごとのデータ
- データの質的要件

OFSRは以下についても規定する:

- [調査の対象となる使用段階および廃棄後のシナリオ](#)
- [調査の対象となる輸送シナリオ](#)

資源利用・排出プロファイルの名称の決定 要求事項

■ 第6章 資源利用・排出プロファイルの収集と記録

要求事項 原文	要求事項 仮訳
6.4 資源利用・排出プロファイルの名称の決定	
<p>ILCD nomenclature and properties¹⁰ shall be used (Annex IV ensures correspondence with the ILCD nomenclature rules and properties). If nomenclature and properties for a given flow are not available in the ILCD, the practitioner shall create an appropriate nomenclature and document the flow properties.</p>	<p>EUの「国際基準データシステム」(ILCD)の名称と属性を用いる(附属書IVはILCD名称規則・属性に対応)。あるフローを表す名称・属性がILCDにない場合、調査担当者は適切な名称を作成し、そのフローの属性を文書で示す。</p>

スクリーニング 要求事項

■ 第6章 資源利用・排出プロファイルの収集と記録

要求事項 原文

要求事項 仮訳

6.5 スクリーニング(環境的に重要なプロセスを特定する段階)

The organisation shall use a screening step to identify the most environmentally significant processes or activities accounting for at least 70% of contributions to each environmental footprint impact category. All processes and activities to be considered in the Resource Use and Emissions Profile shall be included in the screening exercise. At least “fair quality” data shall be used to identify the environmentally significant processes, as assessed via qualitative expert judgment. The selection process shall be documented and subject to review, as per the requirements of the intended application.

組織は環境フットプリントの各影響領域で寄与度が少なくとも70%を占める、環境的に最も重要なプロセス・活動を特定するため、スクリーニングの手法を用いる。資源利用・排出プロファイルにおいて検討する全てのプロセス・活動にスクリーニングを行う。環境的に重要なプロセスを特定する際は、専門家の定性的判断で少なくとも「品質的に可」レベルの評価を得たデータを用いる。選定プロセスは、用途に関する要件のとおり、文書で説明しレビューの対象とする。

スクリーニング セクタールール要求事項

■ 第6章 資源利用・排出プロファイルの収集と記録

セクタールール要求事項 原文

セクタールール要求事項 仮訳

6.5 スクリーニング(環境的に重要なプロセスを特定する段階)

In place of the screening exercise, the OFSR shall specify the environmentally significant processes that must be taken into account. The OFSR shall also specify for which processes specific data is required, and for which the use of generic data is either permissible or required.

OFSRでは、スクリーニングに替えて、考慮すべき環境的に重要なプロセスを規定する。OFSRでは、どのプロセスに特定データが必要か、どのプロセスに一般データの使用が容認または要求されるかについても規定する。

データの質的要件 要求事項

■ 第6章 資源利用・排出プロファイルの収集と記録

要求事項 原文	要求事項 仮訳
6.6 データの質的要件 <p>For the most environmentally significant processes or activities, accounting for at least 70% of contributions to each impact category, both directly collected (specific) and generic data shall achieve at least an overall “good quality” level. A semi-quantitative assessment of data quality shall be performed and reported for these processes. For environmentally significant processes accounting for the subsequent 20% (i.e. from 70% to 90%) of contributions to environmental impacts, at least “fair quality” data shall be used, as assessed via qualitative expert judgment. Remaining data (used for approximation and filling identified gaps (beyond 90% contribution to environmental impacts)) shall be based on best available information.</p>	<p><u>各影響領域での寄与度が少なくとも70%を占める、環境的に最も重要なプロセス・活動について、直接収集した(特定の)データと一般データはいずれも、少なくとも全体で「品質的に良」レベルに達しているものとする。</u>これらのプロセスにはデータ質の半定量的評価を行い、報告する。環境影響領域で寄与度が70%～90%を占める、環境的に重要なプロセスは、専門家の定性的判断で少なくとも「品質的に可」レベルの評価を得たデータを用いる。残りのデータ(概算やデータギャップ補完に使用)(環境影響の寄与度が90%超)は、入手しうる最良の情報に基づく。</p>

特定データの収集 要求事項

■ 第6章 資源利用・排出プロファイルの収集と記録

要求事項 原文	要求事項 仮訳
6.7 特定データの収集	
Specific data must be obtained for all environmentally significant processes within the defined organisational boundary and for environmentally significant background processes where possible.	<u>特定データは、規定の組織境界にある環境的に重要なプロセスすべてについて入手しなければならない。</u> 可能であれば、環境的に重要なバックグラウンドプロセスについても入手する。

特定データの収集 セクタールール要求事項

■ 第6章 資源利用・排出プロファイルの収集と記録

セクタールール要求事項 原文	セクタールール要求事項 仮訳
6.7 特定データの収集 1. Specify for which processes specific data has to be collected. 2. Specify the requirements for directly collected data for each environmentally significant process. 3. Define the data collection range for the conditions listed below for each site: <ul style="list-style-type: none">- Target stage (s) and the data collection coverage,- Location of data collection (domestically, internationally, representative factories, and so on),- Term of data collection (year, season, month, and so on),- When the location or term of data collection must be limited to a certain range, provide a reason and show that the collected data will serve as sufficient samples. • Note: The basic rule is that the location of data collection is all target areas and the term of data collection is a year or more.	 1. <u>どのプロセスについて特定データを収集しなければならないかを規定。</u> 2. <u>環境的に重要な各プロセスについて直接収集するデータの要件を規定。</u> 3. 各サイトについて以下に示す条件でのデータ収集範囲を決定する。 <ul style="list-style-type: none">- 対象とする段階とデータ収集範囲- データ収集の場所(国内、国外、代表的工場、等)- データ収集期間(年、季節、月、等)- データ収集の場所や期間を一定範囲で限定しなければならない場合、その理由を示し、収集したデータが十分なサンプルとして機能することを示す。 •注:原則として、データ収集の場所は全対象エリア、データ収集期間は1年かそれ以上。

一般データの収集 要求事項

■ 第6章 資源利用・排出プロファイルの収集と記録

要求事項 原文

要求事項 仮訳

6.8 一般データの収集

Generic data shall be used only if data for a specific process are unavailable, not environmentally significant, or refer to a process outside of the defined organisational boundary. Generic data shall, as far as possible, fulfill the data quality requirements specified in this guidance document. Subject to data quality requirements, generic data should be preferentially sourced according to the specified hierarchy.

特定のプロセスについてのデータが入手できないか、環境的に重要でない、または規定の組織境界外のプロセスを示す場合にのみ、一般データを用いる。一般データは、可能な限り、本ガイダンスで規定するデータの質的要件を満たさなければならない。データ質要件に従い、一般データは、指定するデータ源の優先度の順に用いる。

一般データの指定データ源

一般データ データベース(優先度順)

1. 組織環境フットプリント調査の要求に沿って開発したデータ
2. 製品環境フットプリント調査の要求に沿って開発したデータ
3. 国際基準ライフサイクルデータシステム (ILCD) のデータネットワーク(「ILCD準拠」は「ILCDデータネットワーク:入門編」データセットに優先)
4. European Reference Life Cycle Database (ELCD)
5. 国際機関が提供するデータ(例:FAO、UNEP)
6. 各国政府によるLCIデータベース・プロジェクト(ホスト国データベース)
7. その他第3者LCIデータベース
8. 審査論文

European Commission “Organisation Environmental Footprint Guide (Draft)” に基づき、みずほ情報総研仮訳
下線部はみずほ情報総研にて付与

一般データの収集 セクタールール要求事項

■ 第6章 資源利用・排出プロファイルの収集と記録

セクタールール要求事項 原文	セクタールール要求事項 仮訳
6.8 一般データの収集	
<p>The OFSR shall:</p> <ul style="list-style-type: none">• Specify where the use of generic data is permitted as an approximation for a substance for which specific data is not available)• Specify the level of required similarities between the actual substance and the generic substance• Specify the combination of more than one generic data sets, if necessary	<p>OFSRでは、</p> <ul style="list-style-type: none">• 特定データが入手できない物質について、<u>一般データを概数として用いることが認められるのはどのような状況かを規定</u>する。• 実際の物質と一般物質との間にどの程度の類似性が要求されるかを規定する。• 必要に応じ、複数の一般データセットの併用を規定する。

残存データギャップ・欠損データ取り扱い 要求事項1/2

■ 第6章 資源利用・排出プロファイルの収集と記録

要求事項 原文	要求事項 仮訳
6.9 残存データギャップ・欠損データ取り扱い <u>Data Gaps for Specific Data</u> Any data gaps for environmentally significant processes shall be filled using generic or extrapolated data that achieves at least a “fair” data quality level rating. Such processes (including generic data gaps) shall not account for more than 10% of the overall contribution to each impact category considered.	特定データのデータギャップ 環境的に重要なプロセスにデータギャップがある場合、一般データまたは推定データで、少なくとも「品質的に可」レベルの評価を得たものを用いて補完する。 <u>こうしたプロセス(一般データのギャップを含む)は、スクリーニングに基づき検討した各影響領域への寄与度全体の10%を超えてはならない。</u>

残存データギャップ・欠損データ取り扱い 要求事項2/2

■ 第6章 資源利用・排出プロファイルの収集と記録

要求事項 原文	要求事項 仮訳
6.9 残存データギャップ・欠損データ取り扱い <u>Data Gaps for Generic Data</u> Any data gaps for environmentally significant processes shall be filled using extrapolated data or other data that achieves at least a “fair” data quality level rating. Such processes (including specific data gaps) shall not account for more than 10% of the overall contribution to each impact category considered.	<u>一般データのデータギャップ</u> 環境的に重要なプロセスにデータギャップがある場合、推定データまたはその他データで、少なくとも「品質的に可」レベルの評価を得たものを用いて補完する。 <u>こうしたプロセス(特定データのギャップを含む)は、スクリーニングに基づき検討した各影響領域への寄与度全体の10%を超えてはならない。</u>

残存データギャップ・欠損データ取り扱い セクタールール要求事項

■ 第6章 資源利用・排出プロファイルの収集と記録

セクタールール要求事項 原文	セクタールール要求事項 仮訳
6.9 残存データギャップ・欠損データの取り扱い	
The OFSR shall specify potential data gaps and provide detailed guidance for filling data gaps	OFSRでは、生じる可能性のあるデータギャップについて規定し、データギャップ補完のための詳細ガイダンスを提供する。

多重機能のあるプロセス・施設の処理 要求事項

■ 第6章 資源利用・排出プロファイルの収集と記録

要求事項 原文	要求事項 仮訳
<h3>6.10 多重機能のあるプロセス・施設の処理</h3>	
<p>The Organisation Environmental Footprint multi-functionality decision hierarchy shall be applied for resolving all multi-functionality problems at both process and facility-level. All choices made in this context shall be reported and justified with respect to the overarching goal of ensuring physically representative, environmentally relevant results. For substitution in recycling situations the equation described in Annex III shall be applied. Specific multi-functionality solutions shall be provided in OFSRs, where available.</p>	<p><u>多重機能性に関するすべての問題の解決には、プロセス・設備レベルのいずれについても、組織の環境フットプリントの多重機能性決定序列を適用する。</u>その際に行ったすべての選択を報告し、物理的な代表性と環境上の関連性のある結果を確保するという最重要目標に関して正当性を説明する。</p> <p>リサイクル状況における代替については、附属書IIIに示す数式を適用する。特定の多重機能性の解決方法は、必要に応じ、OFSRで示す。</p>

多重機能性に関する解決方法

多重機能に関する解決方法(優先度順)	
1. 区分	多重機能プロセス・施設を分解し、各アウトプットフローに直接関連するインプットフローに分ける
2. 代替	単一機能プロセスのアウトプットと同等のモデルを特定し、それらの単一機能インベントリーを多重機能プロセスインベントリーから差し引く
3. 物理的關係によるアロケーション	プロセスインプットと共製品アウトプットにおける定量的な物理的關係に従って、多重機能性プロセスのインプット、アウトプットフローを配分する
4. 他の關係によるアロケーション	經濟價值によるアロケーション等

多重機能のあるプロセス・施設の処理 セクタールール要求事項

■ 第6章 資源利用・排出プロファイルの収集と記録

セクタールール要求事項 原文

セクタールール要求事項 仮訳

6.10 多重機能のあるプロセス・施設の処理

The OFSR shall further specify multi-functionality solutions for application within the defined organisational boundaries and, where appropriate, for upstream and downstream phases. If feasible/appropriate, then OFSR may further provide specific substitution scenarios or factors to be used in the case of allocation solutions. All such multi-functionality solutions specified in the OFSR must be clearly justified with reference to the OEF multi-functionality solution hierarchy, using the template provided.

Where sub-division is to be applied, the OFSR shall specify which processes are to be sub-divided and according to what principles.

Where substitution is to be applied, the OFSR shall specify the substitution scenarios, including the specific or market-mix substitutes that are required.

Where allocation by physical relationship is to be applied, the OFSR shall specify the relevant underlying physical relationships to be considered, and establish the relevant allocation factors.

Where allocation by some other relationship is to be applied, the OFSR shall specify the relationship and establish the relevant allocation factors. For example, in the case of economic allocation, the OFSR shall specify the rules for determining the economic values of co-products.

In the event that information is sourced from documents derived from PEF of PFCR studies, the multi-functionality solutions used in such studies shall be retained for the data sets of interest.

OFSRでは、定義した組織境界内で適用する多重機能の解決方法をさらに詳しく規定し、必要に応じ、上流段階・下流段階について規定する。可能であれば、OFSRでは、アロケーションで解決する場合に用いる代替のシナリオやファクタを提供してもよい。OFSRで規定する多重機能の解決方法はすべて、OEF多重機能の解決順位を参照し、提供するテンプレートを用いて、その理由を明示しなければならない。

- ・区分を適用する場合、OFSRでは、どのプロセスを区分するか、何の原則に従うかについて規定する。
- ・代替を適用する場合、OFSRでは、具体的な代替値または市場ミックス(market-mix)での代替値など、代替シナリオを規定する。
- ・物理的関係によるアロケーションを適用する場合、OFSRでは、内在する物理的関係で検討対象とするものを規定し、適切なアロケーションファクタを確立する。
- ・他の関係によるアロケーションを適用する場合、OFSRでは、その関係を規定し適切なアロケーションファクタを確立する。たとえば、経済的アロケーションを行う場合、OFSRでは、共製品の経済価値を決定する規則を定める。情報源がPFCR*調査のPEF*からの引用文書である場合、そのデータセットについて同調査が用いた多重機能の解決方法を維持する。

*注) PFCR: 製品フットプリントカテゴリ規則
PEF: 製品の環境フットプリント

環境フットプリントデータの分類 要求事項

■ 第7章 組織の環境フットプリントの影響評価

要求事項 原文

要求事項 仮訳

7.1 必須のステップ:分類と特性評価

7.1.1 環境フットプリントデータの分類化

All inputs/outputs tabulated during the compilation of the Resource Use and Emissions Profile shall be assigned to the environmental footprint impact categories to which they contribute (“classification”) using the provided classification data.

資源利用・排出プロファイルの収集時に一覧表にした全インプット・アウトプットデータは、それらが寄与した環境フットプリントの影響領域に割り振る(“分類化”)。割り振りには指定の分類データを用いる。

地球温暖化 分類・特性評価例

	分類化	インプット/ アウトプット	特性化 係数	影響評価結果
CO2 kg	はい	5,132	1	5.132 MgCO2eq
CH4 kg	はい	8,2	25	0.205 MgCO2eq
SO2 kg	いいえ	3.9	0	0 MgCO2eq
NOx kg	いいえ	26.8	0	0 MgCO2eq
合計				5.337 MgCO2eq

環境フットプリント結果の特性評価 要求事項

■ 第7章 組織の環境フットプリントの影響評価

要求事項 原文

7.1 必須のステップ:分類と特性評価

7.1.2 環境フットプリント結果の特性評価

All classified inputs/outputs in each environmental footprint impact category shall be assigned characterisation factors representing the contribution per unit input/output to the category, using the provided characterisation factors. Environmental footprint impact assessment results shall subsequently be calculated for each category by multiplying the amount of each input/output by its characterisation factor and summing contributions of all inputs/outputs within each category to a single measure expressed in terms of an appropriate reference unit.

要求事項 仮訳

環境フットプリントの各影響領域に分類したすべてのインプット・アウトプットデータには、インプット・アウトプットの単位量あたりカテゴリ寄与度を表す特性化ファクタを割り当てる。その際、指定の特性化ファクタを用いる。そして環境フットプリントの影響評価の結果を、各カテゴリについて以下のように計算する：個々のインプット・アウトプット量を特性化ファクタで乗じ、各カテゴリ内のすべてのインプット・アウトプットの寄与度を加算して1つの数値にまとめ、適切な参照単位で表す。

地球温暖化 分類・特性評価例

	分類	インプット/ アウトプット	特性化 係数	影響評価結果
CO2 kg	はい	5,132	1	5.132 MgCO2eq
CH4 kg	はい	8.2	25	0.205 MgCO2eq
SO2 kg	いいえ	3.9	0	0 MgCO2eq
NOx kg	いいえ	26.8	0	0 MgCO2eq
合計				5.337 MgCO2eq

環境フットプリントの影響評価結果の標準化 要求事項

■ 第7章 組織の環境フットプリントの影響評価

要求事項 原文

7.2 任意のステップ:標準化と重み付け

7.2.1 環境フットプリントの影響評価結果の標準化

Normalisation is not a required step for Organisation Environmental Footprint studies. If normalisation is applied, the normalised environmental footprint results shall be calculated using the provided normalisation factors. Other normalisation factors can be used in addition to those provided and the results be reported under “additional environmental information”.

The organisation shall not aggregate the normalised results as this implicitly applies a weighting factor (i.e. one).

要求事項 仮訳

標準化は組織の環境フットプリント調査では必須ではない。標準化を適用する場合、指定の標準化ファクタを用いて、環境フットプリントの標準化した結果を計算する。指定のファクタに加えて他の標準化ファクタも使用可能で、計算結果は「追加的環境情報」の中で報告する。

組織は標準化の計算結果を統合してはならない。暗に重み付けファクタ(=1)を適用することになるためである。

環境フットプリントの影響評価結果の重み付け 要求事項

■ 第7章 組織の環境フットプリントの影響評価

要求事項 原文

7.2 任意のステップ:標準化と重み付け

7.2.2 環境フットプリントの影響評価結果の重み付け

Weighting is not a required step for Organisation Environmental Footprint studies. If weighting is applied, the environmental footprint results shall be multiplied by the weighting factors provided. Other weighting factors can be used in addition to those provided. Weighted results shall be reported as “additional environmental information, with all methods and assumption documented. Results of the environmental footprint impact assessment prior to weighting have to be reported alongside weighted results.

要求事項 仮訳

重み付けは組織の環境フットプリント調査では必須ではない。重み付けを適用した場合、環境フットプリントの計算結果を、指定の重み付けファクタで乗じる。指定のファクタに加えて他の重み付けファクタも使用してよい。重み付けした結果は「追加的環境情報」として報告し、方法や前提の全てを文書で説明する。重み付け前の環境フットプリントの影響評価の結果は、重み付けした結果と併せて報告しなければならない。

重要事項の特定 要求事項

■ 第8章 組織の環境フットプリントの解釈

要求事項 原文	要求事項 仮訳
8.2 重要事項の特定 Significant methodological issues shall be evaluated using a combination of completeness and consistency checks, as appropriate. Organisation Environmental Footprint results shall subsequently be evaluated to assess supply chain hotspots/weak points on input/output, process, and supply chain stage bases and to assess improvement potentials.	方法論上の重要事項は、必要に応じ、完全性チェックと整合性チェックとを併用して評価する。そのうえで組織の環境フットプリント結果を評価し、インプット・アウトプット、プロセス、サプライチェーン段階での基点について、 サプライチェーンのホットスポットや弱点、また改善の可能性を査定する。

不確実性の特定 要求事項

■ 第8章 組織の環境フットプリントの解釈

要求事項 原文	要求事項 仮訳
8.3 不確実性の特定	
A qualitative description of uncertainties shall be provided.	不確実性を定性的に説明するものを提示する。

結論、提言、限界 要求事項

■ 第8章 組織の環境フットプリントの解釈

要求事項 原文	要求事項 仮訳
8.4 結論、提言、限界 Conclusions, recommendations and limitations shall be described in accordance with the defined goals and scope of the Organisation Environmental Footprint study. Organisation Environmental Footprint studies intended to support comparative assertions (i.e. claims about the environmental superiority or equivalence of organisations compared to other organisations) cannot be made on the basis of studies using only the OEF guide but rather shall be based both on this OEF guidance AND related Organisation Footprint Sector Rules (OFSRs).	結論、提言や限界については、組織の環境フットプリント調査の規定の目標やスコープにしたがい説明する。 <u>組織の環境フットプリント調査の目的が比較表明(ある組織が他の組織より環境的に優位または同等という主張)の支援である場合</u> 、OEF一般規則のみによる調査を根拠に行うことはできず、 <u>本OEFガイダンスおよび関連する組織のフットプリントセクタールール(OFSR)の両方に基づいて行う。</u>

環境フットプリントの報告 概要 要求事項

■ 第9章 組織の環境フットプリントの報告

要求事項 原文

要求事項 仮訳

9.1 概要

Benchmarking and Performance Tracking

Organisations applying the Organisation Environmental Footprint method shall choose and justify a base year for the purpose of setting targets and tracking progress. The base year must be chosen so as to ensure comparable quality and quantity of data for all reporting intervals considered. The organisation shall develop a base year environmental footprint recalculation policy that describes and defends the basis and context for any recalculations. Organic growth or decline shall not be used as a basis for base year recalculations.

Organisations shall report study outcomes, targets, and progress using both absolute and intensity-based performance indicators. Where possible, organisations shall report trends representing at least three years of data, including the base year, when such data is available. Organisations shall define short-term and long-term targets for footprint reductions for each criterion measured.

ベンチマークとパフォーマンスの記録

組織の環境フットプリント手法を適用する場合、**組織は、目標を設定し進捗を記録するため、基準年を選定しその理由を明示する。** 検討対象となる報告期間全体についてデータを定性的・定量的に比較できるようにするため、基準年を選定しなければならない。組織は、再計算の根拠や経緯を説明し正当性を主張する、基準年環境フットプリントの再計算方針を開発する。

組織は調査の成果、目標、進捗を、総量・原単位両方のパフォーマンス指標を用いて報告する。 可能であれば、組織は、基準年を含む少なくとも3年間のデータ推移を示す傾向について報告する。組織は、計測した各基準について、環境フットプリントの短期および長期の目標を規定する。

環境フットプリントの報告 セクタールール要求事項

■ 第9章 組織の環境フットプリントの報告

セクタールール要求事項 原文

セクタールール要求事項 仮訳

9.1 概要

The OFSR shall specify any additional reporting requirements for OEF studies, including:

- ・ Rules for establishing the base year and, if necessary, changing the base year and making recalculations with respect to the new base year
- ・ Required formats and units for reporting environmental footprint impact assessment results
- ・ Required formats and units for reporting additional absolute and intensity metrics, using indicators appropriate for sectorial reporting
- ・ Minimum sectorial reporting requirements
- ・ Rules for assertions regarding environmental performance in the sector

OSFRでは、OEF調査に追加する報告要件を、以下の要素を含め規定する。

- 基準年を決定する規則と、必要に応じ、基準年変更や、新たな基準年に関する再計算を行うための規則。
- 環境フットプリント影響評価結果を報告するための必須のフォーマットや単位。
- 総量・原単位の値を追加報告するための必須のフォーマットや単位。セクター別報告に適した指標を用いる。
- セクター別の最低限の報告要件。
- セクター内で環境パフォーマンスを主張するための規則。

報告要素 要求事項

■ 第9章 組織の環境フットプリントの報告

要求事項 原文	要求事項 仮訳
9.2 報告要素	
The study report shall include, at a minimum, an Executive Summary, a Technical Summary, the Main Report, Annexes, and any other necessary supporting information.	調査報告書には最低限、 <u>エグゼクティブサマリー</u> 、 <u>テクニカルサマリー</u> 、 <u>メインレポート</u> 、 <u>付属文書</u> 、その他必要な裏付け情報が含まれていること。

メインレポート記載必須内容

	記載必須内容
調査の目的	用途、調査実施理由、対象読者、調査実施責任者
調査のスコープ	<ul style="list-style-type: none"> ・組織および規定した製品/サービスポートフォリオの詳細 ・システム境界（組織境界、組織環境フットプリント協会）とカットオフ基準 ・除外対象の理由と、除外対象の潜在的な重要性 ・全ての前提と有用性の判断、前提の正当化 ・データの代表性、適切性、必要データ情報の種類と情報源 ・影響評価方法、標準化・重み付けセット（使用する場合）
資源利用排出プロファイルの収集と記録	<ul style="list-style-type: none"> ・フロー図 ・収集した全ての特定データの詳細と証拠書類
組織の環境フットプリント影響評価結果の計算	<ul style="list-style-type: none"> ・環境フットプリント影響評価方法の証拠書類と特性化係数 ・含む場合、標準化、重み付け係数と結果
解釈	重大な事項、完全性チェック、感度チェック、整合性チェック、結論、推奨および改善の可能性
その他キー情報	組織の環境ポリシー、組織のマネジメントシステムの詳細、主要環境影響、環境パフォーマンス指標、既存目標に対する改善/進捗目標、ステークホルダーとの相互コミュニケーション、関連環境規制への法令順守状況、報告内容の第三者検証の記載

レビュー種類 要求事項

■ 第10章 組織の環境フットプリントのレビュー

要求事項 原文	要求事項 仮訳
10.2 レビューの種類	
If intended for external use, the study shall be reviewed by an independent and qualified external reviewer (or review team).	<u>この調査は、外部での使用を目的とする場合、独立し資格を有する外部のレビューア(またはレビューチーム)による審査を受ける。</u>

レビューの種類 セクタールール要求事項

■ 第10章 組織の環境フットプリントのレビュー

セクタールール要求事項 原文	セクタールール要求事項 仮訳
<p>10.2 レビューの種類</p> <p>The OFSR document shall define the process for stakeholder consultation and review.</p> <p>The OFSRs shall be reviewed by qualified reviewer (s) with a selected stakeholder panel. The review of OFSR documents shall demonstrate that OFSRs:</p> <ul style="list-style-type: none">• are developed in accordance with the Organisational Environmental Footprint guide• give a relevant description of the significant environmental aspects for the sector• that the specified requirements include all the mandatory elements as described in OEF guide• include a consultation procedure for relevant selected stakeholders	<p>OFSR文書は、ステークホルダへの協議やレビューのプロセスを定める。</p> <p><u>OFSRのレビューは、有資格のレビューアが、選定されたステークホルダによる委員会とともに</u>行う。OFSR文書のレビューでは以下について証明する:</p> <ul style="list-style-type: none">• OFSRが組織の環境フットプリントガイドに従い開発されたものであること• 所属セクターでの重要な環境側面について適切な記述がOFSRに記載されていること• 特定要件には、OEFガイドの記載どおり、全ての必須要素が含まれていること• OFSRに、選定されたステークホルダへの協議手続きに関する記載があること。

レビューアの資質 要求事項

■ 第10章 組織の環境フットプリントのレビュー

要求事項 原文	要求事項 仮訳
10.3 レビューアの資質 <p>A review of the Organisation Environmental Footprint study shall be conducted as per the requirements of the intended application. Unless otherwise specified, the minimum necessary score to qualify as a reviewer is 6 points, including at least 1 point for each of the three mandatory criteria (i.e. verification and audit practice, EF or LCA methodology and practice, and technologies or other activities relevant to the Organisation Environmental Footprint study) . Reviewers or panels of reviewers must provide a self-declaration of their qualifications, stating how many points they achieved for each criteria.</p>	<p>組織の環境フットプリント調査のレビューは、対象とする用途の要件のとおり行う。特に記載のないかぎり、<u>レビューアの認定に最低限必要なスコアは6点で、うち、3つの必須基準(検証・審査の実績;LCAの方法論と実践;組織の環境フットプリント調査に関連する技術またはその他の活動)</u>についてはそれぞれ最低1点を得ている必要がある。レビューアまたはレビューパネルは、自身の資質について自己宣言を行い、個々の基準で何点のスコアを獲得したかについて述べなければならない。</p>